

2. 「安心」のまちづくり

①その人がその人らしく住める地域社会

～生涯福祉の推進～

前期基本計画の取組状況

（1）弱者に配慮した優しいまちづくり

地域見守り体制については、徳島新聞市内 5 専売所（小松島・南小松島・北小松島・立江・赤石）と「高齢者等の生活状況の見守りに関する協定」を締結し、新聞配達時に何らかの異変を察知した場合の連絡体制を整備しました。

（2）すべての中高齢者が参加できる利用しやすい健康づくり・介護予防事業体系の構築

特定高齢者に対する「身体機能」「栄養」「口腔」の3つの指導事業について、実人数100人の参加を目標に、生活機能評価を実施して個別通知を送付するなどして取り組みましたが、平成23年度は25人でした。（達成率25%）

また、「介護予防健康教室」や「脳の楽習センター養成」等の介護予防に関する事業を実施し、健康づくりや介護予防事業の利用しやすい環境の整備に努めました。

（3）援護活動の充実と生活自立等への支援

家庭や病院等への訪問活動により、世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護世帯の自立助長を図るため、平成 23 年度から就労支援員を 1 名配置し、各関係機関との連携を図りながら相談や各種支援を行いました。

（4）障がい当事者との意見交換などによる官民協働の推進と南部1障害者自立支援協議会の充実による関係機関の連携強化

「南部1障害者自立支援協議会」の各機関が連携し、定例会等の開催により情報を共有することで支援ネットワークの強化を図り、効果的な支援体制が構築されています。平成 22 年度には「南部1居住専門部会」も設置し、障がい者の居住確保と生活支援を行う体制の構築に努めました。また、障がい者やその家族のニーズに適した生活訓練等の各種事業を実施し、自立した日常生活や社会生活を営むための技術の習得やコミュニケーションを支援し、就労等に繋がるなどの成果を上げています。

(5) 地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備

妊婦健診については、公費負担回数を5回から14回に増やして妊婦の経済的負担の軽減を図り、異常の早期発見、治療へつながるよう努めています。

乳幼児医療制度については、平成21年11月から小学3年生まで年齢を拡大して助成し、平成24年10月からは小学校修了まで年齢を拡大しました。

「小松島市次世代育成支援行動計画」に基づき、各事業を実施するとともに、平成22年3月に「次世代育成支援後期行動計画」を策定しました。また、一時預かり事業を1か所から2か所に拡充するとともに、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）を6か所から7か所に拡充しました。

ファミリー・サポート・センター事業については、徳島市等の6市町村と広域で事業を実施し、会員100名に増やすことを目標に取り組んだ結果、平成23年度には会員数は135名となりました。また、小松島市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待などへの対応に積極的に取り組みました。

現況と課題

高齢化社会の進行

日本は、急激な少子化による人口減少時代に突入しましたが、併せて長寿化により人口構成の高齢化も急速に進展しています。小松島市の、平成24年5月の高齢化率は26.65%で、4人にひとりが65歳以上の高齢者です。3年後の平成27年には30%に達すると推測されます。

「団塊の世代」とよばれる人達（昭和22～24年生まれ）が高齢者の仲間入りし、一層の高齢化が進むなか、現役世代・高齢者とともに、医療、年金、介護など社会保障の負担感と将来に対する不安が増大しています。若年層にあっては、世代間の負担の不公平感を抱くことも多く、社会の閉塞感のもととなっています。

また、高齢者や障がい者に対する虐待が家庭や施設等で散見される事態となっています。市では、高齢者への虐待に関する緊急の通報に備え、平成24年度から24時間対応の電話窓口を設置し、関係機関への連絡体制を整備しています。平成22年1月には「高齢者等の生活状況の見守りに関する協定書」を徳島新聞市内5専売所と締結し、高齢者等の見守り体制の強化を図っています。

介護保険制度

介護保険では、要支援・要介護認定を受けていない高齢者を「一次予防事業の対象者（顕著な身体機能低下がみられない高齢者）」と「二次予防事業の対象者（身体機能の低下がみられ、要介護状態への移行リスクが高い方）」に分けて介護予防事業を実施しています。また、生活機能の確認は、基本チェックリストで行っています。

生活保護世帯数・人員

小松島市内の生活保護世帯数は、増加傾向にあり、このうち約40%を高齢者世帯が占めています。

障がい者福祉

「障害者自立支援法」の施行に伴い、障がいの種別にかかわらず、障がいをもつ人々が必要とするサービスを利用できる仕組みが一元化され、施設・事業が新体系へ移行しました。また、相談支援を強化する国の方針を受け、平成20年2月に小松島市と阿南市、那賀町との広域で設置された「南部1障害者自立支援協議会」では、障がい者の自立した生活を目的とし、相談支援事業所をはじめ、支援学校・保健所・労働関係機関・医療機関等、障がい福祉に関する様々な機関とネットワークの構築が図られ、障がい者の生活全般に関わる問題に対応しています。また、相談内容やニーズが年々多様化、複雑化しているため、今後も自立支援協議会を中心とした協働・連携の強化を図っていく必要があります。

少子化対策・子育て支援

平成23年の合計特殊出生率は、全国で1.39、徳島県で1.43となっており、徳島県の平均は全国平均を上回ってはいるものの、小松島市の人口推計では子どもの数の減少による少子化の進行が予測されます。

小松島市では、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「小松島市次世代育成支援行動計画」に基づき、一時預かり事業（1か所から2か所に）の拡充をはじめとする保育サービスの充実や、各種子育て支援施策を実施してきました。平成22年3月には、これまでの計画の進捗状況を検証するとともに、実施したニーズ調査の結果を



「みんなのひろば」のクリスマス会

踏まえて平成26年度末までを計画期間とする「小松島市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、少子化対策として各種子育て支援施策に取り組んでいます。

具体的には、小松島市には公立保育所の民営化を経て、公立保育所7か所と私立保育園（所）が5か所あり、延長保育や障がい児保育などの保育サービスの充実を進めてきました。また、学童保育クラブ（民営）・児童館のような放課後児童健全育成事業や虐待防止ネットワーク（小松島市要保護児童対策地域協議会）設立により、児童虐待などへの対応に積極的に取り組むとともに、ファミリー・サポート・センター事業を徳島市等と一緒に実現し、地域における子育て支援サービスの充実を図っています。

また、「乳幼児等医療費助成制度」は、平成24年10月から「子どもはぐくみ医療費助成制度」に名称変更し、対象年齢を小学校修了まで拡大しています。

街のバリアフリー化

国においては、平成6年「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、いわゆる「ハートビル法」が制定されました。小松島市においては、法律が制定される以前から、各学校に車いす用のスロープを設けるなどの整備を行ったりしてきましたが、法制定後は市役所に障がい者用トイレを設置したり、新たに建設する建物については、障がい者の利用しやすい施設となることを考慮するなどして建設を行ってきました。最近では、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能である「ユニバーサルデザイン⁴」のまちづくりが進められるようになり、国においても、平成18年12月に「ハートビル法」を廃止し、新たに、高齢者、障害者等の移動と施設の利用を一体的、総合的に整備することを目的に「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー新法」が制定されました。

⁴ ユニバーサルデザイン　ユニバーサルが「普遍的な、全体」という意味であることから、「ユニバーサルデザイン」とは、本来「すべての人のためのデザイン」を意味します。転じて最近では、「年齢や障がいにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザイン、設計」のこととして用いられています。

基本方針

誰もがみな、生き生きと輝いて暮らすまちづくり

「市は、だれもがよく利用する道路や公園、公共建築物の公共施設にユニバーサルデザインを活用したまちづくりを推進します。高齢者や障がい者の自立と社会参加の機会が平等に与えられるように社会的環境の整備を促進します。」

高齢者や障がい者を含めた誰もが等しく、住み慣れた地域社会の一員として、その能力を十分に発揮しながら、希望する日常生活や社会参加を行うことができるよう物的・社会的環境を整備します。それにより「誰もがみな、生き生きと輝いて暮らすまち」を実現します。

また、市民の皆さんには、建物、公園、道路などの物的環境のバリアフリーにとどまることなく、心のバリアも除き、あらゆる人が助け合い、理解しあう社会的環境のバリアフリーの推進に協力をお願いします。

高齢者福祉・介護福祉

「市は、高齢者の『生きがいづくり』、や『社会参加』に配慮した健康づくり・介護予防事業の充実を図り、健康寿命を延伸し『支え合いながら、一生自立』のできるまちづくりを推進します。そのため、世代を問わず、身体の状況に応じた『健康づくり』や『介護予防』事業を推進します。」

高齢社会にともなう、社会保障の将来不安を取り除き、高齢者には、自立や社会参加を促し幸福感を与え、若年者には、将来の見通しを明確にし、世代間における不公平感を解消します。このためには、国が行う社会保障の制度設計とは別に、市町村において、住民の健康寿命を延伸する施策を強力に進めることができます。そのために、これまで本市の国民健康保険、介護保険、保健、福祉が、それぞれ実施してきた「健康づくり」、「介護予防」の事業の連携を図り、利用しやすい事業体系を構築します。そして最終的には、社会福祉における給付と負担の効率化、適正化に取り組み、各事業の安定的運営に繋げます。

低所得者福祉

「市は、相談指導体制の確立を図るとともに、生活保護制度を基本とした援護サービスを充実し、低所得者の最低生活の維持と自立の助長を図ります。」

低所得者世帯は、経済的に自立できるように、実態と個別の需要を的確に把握しながら、適切な指導・援助を行っていきます。また、経済的な支援だけでなく、日常的、社会的に自立できるように各個別に支援していくようプログラムを組み、公共職業安定所や保健所といった各支援関係者と連携を図り協力体制を整備します。

障がい者福祉

「障がいがある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、『こまつしま障害者プラン』及び『小松島市障害福祉計画（第3期）』に基づき、様々な支援を行います。また、国、県の指導・協力のもと、障がい当事者との意見交換などを通じて、障がい当事者が必要とする施策の実現に取り組みます。」

「ノーマライゼーション⁵の理念」のもと、障がい当事者の自己選択と自己決定を尊重し、地域において自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、国や県と連携をしながら、障がい福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

少子化対策・子育て支援

「市は、次世代育成支援後期行動計画に則り、保育サービスの充実を図るなど地域における子育て支援サービスの充実を図り、子どもを産み育てやすい環境と子どもたちが笑顔で成長できる環境を作ります。」

平成17年度に策定した「次世代育成支援行動計画」の5年間の成果等を検証するとともに、ニーズ調査の結果を反映させ、平成22年度から平成26年度までの「後期行動計画」を策定しました。この後期行動計画に沿いながら、「子育てしやすいまちづくりの実現」という基本理念の実現をめざし、子どもと子育て家庭を社会全体で支える体制づくりの整備を行います。

施 策 体 系

●その人がその人らしく住める地域社会
→ 弱者に配慮した優しいまちづくり
→ すべての中高齢者が参加できる利用しやすい健康づくり・介護予防事業体系の構築
→ 援護活動の充実と生活自立等への支援
→ 障がい当事者との意見交換などによる官民協働の推進と南部1障害者自立支援協議会の充実による関係機関の連携強化
→ 地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備

⁵ ノーマライゼーション　障がいを持っていても、障がいを気にすることなく生活できるような社会をめざす考え方です。

主な取組

(1) 弱者に配慮した優しいまちづくり

- 高齢者や障がいをもつ方もだれもが気軽にまちに出て、ふれあい、楽しみ、ゆったりと安心してすごせるようなまちをつくります。
- 車いすの方や足の不自由な方が自由に移動できるよう歩道や車道の間にある段差を無くし歩道幅を広げたり、目の不自由な方が安心して通行できるよう歩道に点字ブロックを設けるなど、だれもが安心して生活できる環境づくりに取り組みます。また、現在点字ブロックが設置されている箇所では、点字ブロック上の駐輪、自販機などといった障害物排除の指導を行うなど維持管理にも配慮します。さらに、国道や県道についても市道と同じような整備や管理を行ってもらえるよう道路の管理者である国や県に対し要望や働きかけを行います。
- 高齢者や障がい者の権利擁護に努めます。虐待を未然に防ぐため、虐待防止のための啓発活動を行います。24時間対応の電話窓口など、今までに構築してきたネットワークを活用し、今後も、虐待の早期発見・早期対応を図ります。また、「一生自立」をめざすものの、自立が困難な状況に陥った方には、速やかに手をさしのべられる体制整備を図ります。

(2) すべての中高齢者が参加できる利用しやすい健康づくり・介護予防事業体系の構築

- 介護予防のための「基本チェックリスト」による生活機能評価を行うことにより、介護予防が必要な方と要介護状態になる原因の早期発見につなげます。また、その判定結果をもとに、その人に適した介護予防事業の周知を行います。さらに、高齢者本人が自分の日常生活の状況を把握していただくことで、介護予防に対する意識の向上を図ります。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
基本チェックリストによる生活機能評価の実施率（%）	23年度	28年度	返送数を発送数で除した率。
	63	73	対象者は65歳以上の介護認定を受けていない方。

- 一次予防事業の対象者に対する健康づくり・介護予防については、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための事業として、パンフレットの作成・配布、有識者等による講義の開催、各種介護予防教室の開催、高齢者を対象とする健康相談の実施、広報等による定期的な情報提供を行います。また、「脳の楽習教室センター養成講座」や「認知症センター養成講座」など、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援のための事業を行います。

- 機能低下の明らかな二次予防事業の対象者に対しては、かねてより参加者が少ない状況にある「身体機能」「栄養」「口腔」の3つの指導事業について、個別通知を繰り返し行うなど、参加者の増加を図ります。また、特にうつ、閉じこもり、認知症の恐れがある等、通所形態による介護予防の実施が困難な高齢者に対し、地域包括支援センターと連携を取りながら訪問により、相談・指導等を行います。

(3) 援護活動の充実と生活自立等への支援

- 援護を必要とする世帯の実態とニーズを的確に把握し、生活保護制度の多様な運用について適正な事務の執行に努めます。
- 生活福祉資金貸付など、各種資金貸付制度の周知を図り、有効活用を促進します。
- 公共職業安定所などの関係機関と連携を図り、就職相談、指導、能力開発に取り組みます。
- 民生委員や地域住民の協力を得ながら、生活保護世帯に対する相談・指導体制の充実を図ります。

(4) 障がい当事者との意見交換などによる官民協働の推進と南部1障害者自立支援協議会の充実による関係機関の連携強化

- 「南部1障害者自立支援協議会」において、関係機関と連携して、相談支援事業の運営評価、個別ケースの支援方法の検討、障がい者が活用できるインフォーマル組織や事業などの社会資源の開発、スキルアップ研修等を実施します。また、自立支援協議会の一組織として設けられた「居住専門部会」を積極的に運営・活用し、専門的な助言や効果的な支援の充実に取り組みます。さらに、児童福祉法の改正により障がい児支援が強化されていることを踏まえ、より一層の地域福祉の推進及び基盤整備に努めます。
- 障がい当事者との間で、様々な機会を捉えて意見交換を行い、ニーズや状況を把握し、障がい者の自己選択と自己決定を支援しながら、社会体験や生活訓練等「地域生活支援事業」の施策推進を図ります。
- 体育大会やコンサートなどのスポーツ・レクレーション活動の充実を図り、企画・準備・運営において積極的に関わることにより官民協働を推進します。また、各種活動への地域の参加を促し、障がい者への理解と地域とのつながりを深め、障がい者の社会参加を支援していきます。

(5) 地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備

- 市内の各種団体が地域活性化のために行っている男女の「出会いの場」の創出などの支援を行います。
- 妊婦健診の公費負担回数を引き続き 14 回とし、妊婦の経済的負担の軽減と異常の早期発見、早期治療につなげます。
- 不妊治療については、保健所などの相談窓口や県の治療費助成制度の紹介などを行います。
- 県の制度と連携しながら、乳幼児等に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の保健の向上と健やかな育成を支援します。
- 通常保育以外に延長保育、障がい児保育、病児・病後児保育、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、休日保育〔実施保育所を 1 園から 2 園とする目標〕、一時保育の充実と、新たに「特定保育」を実施したり、保育時間を延長したりするなど、家庭の就労形態の多様化に対応した保育支援策を進めます。

代表的な目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
休日保育事業の実施箇所数	23 年度 1	28 年度 2	日曜、祝日に保育を実施している箇所数

- 共働き家庭の増加などにより、学童保育クラブや児童館へのニーズが高くなっていることから、「放課後子どもプラン」の実施や「放課後児童健全育成事業」〔学童保育クラブ 7か所〕を推進します。
- 親子の参加による「みんなのひろば」、子どもたちの生活体験を豊かにさせるため、世代間交流・異年齢児童交流・小学校低学年受け入れ事業の充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センターが実施している事業を広く周知するとともに、引き続き、より多くの人が会員として登録していくだけるよう、事業の拡充をめざします。
- 児童虐待などの問題を抱えた家庭への支援と児童の保護を目的として、多数の関係機関の構成員からなる「小松島市要保護児童対策地域協議会」を中心にした活動と家庭相談員などによる相談業務活動の充実を図ります。
- 国の制度として定着している「児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当制度」の適正な運用を引き続き行い、子育て家庭の支援を行います。